

令和元年石巻市議会第3回定例会提出議案について

<市長コメント>

第3回定例会提出議案の主な内容について御説明いたします。

初めに、平成30年度決算についてであります。

認定第1号「平成30年度一般会計・各種特別会計」の決算について、御説明いたします。

平成30年度は、「震災復興基本計画」に掲げる「発展期」へ移行する初年度として、半島拠点エリアをはじめとした都市・生活基盤整備や産業の活性化、復興の新たなステージに応じた被災者支援など、復興事業への重点化を継続してまいりましたところ、復興公営住宅の整備が完了したほか、防災集団移転事業も市内全域でほぼ完了し、新たなまちのかたちが着実に見え始め、被災者の自立再建も大きく進展してまいりました。

今後も引き続き、復興事業の総仕上げに職員一丸となって邁進するとともに、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを目指し、復興後の厳しい財政状況も視野に入れながら、各種施策の推進を図ってまいります。

次に、認定第2号「病院事業会計」の決算について、御説明いたします。

石巻市立病院にあっては、地域包括ケア病床の設置や新たに眼科、耳鼻咽喉科及び皮膚科を開設するなど、地域の医療ニーズに対応するための機能の充実に努めた結果、病床利用率や1日平均外来患者数において、前年度の実績を上回るなど、引き続き経営状況は堅調に推移しております。

一方、牡鹿病院にあっては、常勤医師の退職や牡鹿地区の人口減少などから外来患者数が減少したものの、入院患者数は増加しており、地域に根ざした地域医療の拠点として、地域住民の安心に貢献してきたところでございます。

今後も、両病院ともに、医療の質の向上に努めるとともに、経営の健全化を推進し、地域医療に貢献する公的医療機関としての役割を果たしてまいります。

次に、条例議案の主な項目についてであります。

はじめに、「石巻市複合文化施設条例」の制定について、御説明いたします。

芸術文化の振興等による市民の生活の向上、文化芸術等の資料収集・展示による市民の教養の向上により、本市の文化芸術の発展に寄与することを目的とした「石巻市複合文化施設」を令和3年3月に供用開始する予定となったことから、本条例を制定するものです。

次に、「石巻市支所設置条例の一部を改正する条例」の制定について、御説明いたします。

石巻市蛇田支所について、石巻市蛇田公民館との複合施設として移転新築整備を進めておりますが、令和2年1月14日より供用を開始することから、同支所の位置の変更を行うため、本条例の一部を改正するものです。

次に、「石巻市立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例」の制定について、御説明いたします。

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が本年5月17日に公布され、幼児教育・保育の無償化が10月1日から施行されるため、石巻市立幼稚園の保育料及び預かり保育料を無償化するほか、東日本大震災により被災された生徒の石巻市立高等学校の入学者選抜手数料及び入学金について、引き続き被災した生徒の就学の機会を確保するため、来年度においても免除することができるよう、本条例の一部を改正するものです。

その他、条例議案としまして、「石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例」、「石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例」、「石巻市営住宅条例の一部を改正する条例」など計15件でございます。

次に、9月補正予算の主な項目につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、本年10月から開始される幼児教育・保育の無償化に伴う関係予算を措置したほか、(仮称)大川地区地域交流センターの整備、サン・ファン・バウティスタパークの施設改修、十八成浜海水浴場の再開に向けた施設整備に要する経費などについて、計上いたしました。

また、人口減少と地域経済の活力低下対策を目的に、宮城県と共同で行う移住者支援事業として、東京圏からの移住者に対する支援金などについて、所要額を措置したものでございます。

その他、条例外議案としまして、「訴えの提起について」、「財産の取得について」、「工事請負の契約締結について」、など計29件でございます。

以上が、第3回定例会に提案いたします主な内容であります。